

1 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に
2 関する法律に基づく、児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の
3 保護施策の実施状況に係る検証・評価について（案）

4
5 令和8年 ●月●日
6 犯罪被害者等施策推進会議決定
7

8 犯罪被害者等施策推進会議では、令和3年から令和7年までの間に講じられた、児童
9 買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策を4項目に分類した上で（別添参照）、
10 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
11 （平成11年法律第52号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定に基づき、「児童
12 買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を
13 受けた児童の保護に関する施策の実施状況」について、下記のとおり、検証・評価を行
14 った。

15
16 記
17

18 1 被害児童に対する保護活動

19 児童買春・児童ポルノ事犯の相談については、電話（フリーダイヤル）、手紙、電子
20 メール、SNS等の様々な窓口を設け、被害児童の置かれた状況や精神状態等に応
21 じたきめ細かな相談が可能となるよう相談支援体制の整備が進んでいる。こうした相
22 談窓口については、関係府省庁が実施している関連施策の強化期間において集中的に
23 広報啓発活動を行っているほか、ウェブサイト、リーフレット等において幅広く発信
24 し、周知に努めている。他方、被害の早期発見及び潜在化防止は引き続き重要であり、
25 要保護児童対策地域協議会の場を活用した関係機関の相互連携、匿名通報事業の周知、
26 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の充実のほか、NGO・
27 ボランティアとも連携を図るなど、多面的に児童の見守りを充実させていく必要があ
28 る。また、被害の認知後には、専門的知識を有する者によるカウンセリングの実施等
29 を通じ、被害児童のニーズに応じたきめ細やかな継続的支援を適切に実施していく必
30 要がある。さらに、児童養護施設等を退所した被害児童が、再び児童買春・児童ポル
31 ノ事犯に巻き込まれることのないよう、今後とも、退所後の相談による支援等のアフ
32 ターケアを継続的に行っていく必要がある。

33
34 2 被害児童保護を行う者の資質の向上

35 児童相談所の児童福祉司に対しては児童福祉司任用前講習会及び児童福祉司ス
36 パーバイザー研修、学校の教職員等に対しては生徒指導担当者連絡会議及び教育相談

1 連絡協議会における研修を実施するなど、それぞれ資質の向上のための取組が行われ
2 ている。また、警察職員に対しては、被害児童の心情や特性を踏まえた聴取技法の習
3 得を目的とした組織内研修等が実施されている。さらに、学校設置者等及び民間教育
4 保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年
5 法律第69号）において、対象となる事業者には従事者によるこどもへの性暴力等の防
6 止のための研修の実施が義務付けられることとなるところ、同法は令和8年12月25日
7 から施行される。これらの点を踏まえ、引き続き、被害児童の受けた身体的・精神的
8 な被害を早期に回復し、被害児童が社会の中で平穏かつ良好な生活を営むことができる
9 よう、被害児童の保護を行う者の資質の更なる向上を図っていく必要がある。

10

11 3 被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化

12 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議、こどもの性的搾取等に係る対策に
13 に関する関係府省連絡会議及びこどもの性被害撲滅対策推進協議会の開催等により、関
14 係府省庁相互間の連携を深めるとともに、要保護児童対策地域協議会の活用等を通じ、
15 警察、学校、児童相談所等が連携した被害児童の継続的な支援が実施されている。ま
16 た、被害児童の二次的被害の防止、負担軽減等のため、検察庁、警察及び児童相談所
17 の代表者による聴取が行われている。引き続き、被害児童の受けた身体的・精神的な
18 被害を早期に回復し、被害児童が社会の中で平穏かつ良好な生活を営むことができる
19 よう、被害児童の保護を行うために必要な態勢を確保し、適切な支援を実施していく
20 必要がある。

21

22 4 被害児童保護に関する調査研究の推進

23 こども家庭庁においては、児童自立支援施設における心理療法担当職員による心理
24 的ケア及びケアワーカーによる生活支援の場における有効な取組例の実態等を把握
25 したほか、警察庁においては、児童ポルノ事案等の現状に関する検挙件数・検挙人員・
26 被害児童数の調査等が行われた。引き続き、児童の保護施策を効果的に推進できるよ
う、適時適切な調査研究を行っていく必要がある。

27

28 5 総括

29 児童買春・児童ポルノ事犯については、関係機関が連携し、被害児童の保護のため
30 の各種施策が推進されている。一方で、SNSに起因する児童買春・児童ポルノ事犯
31 等に係る被害児童数は高水準で推移しており、中でも小学生が被害に遭うケースが増
32 加傾向にある。関係機関においては、各種調査研究を活用しながら、児童のSNS使
33 用に関するリテラシーの向上のための広報啓発活動を推進し、被害の未然防止を図る
34 とともに、引き続き、多面的な相談体制を維持しつつ、関係機関相互の連携を強化し、
35 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の実施に向けた施策を講じていく必要がある。

1 また、近時、生成A I技術を悪用した児童のディープフェイクポルノの被害が発生し
2 ている中、科学技術の進展に伴い、インターネット上の児童ポルノの生成・拡散等が
3 被害児童に一層深刻な影響を与える状況にあることに鑑み、関係府省庁においては、
4 法第16条の3の規定にも配意しつつ、当該児童ポルノの生成・拡散の防止や削除等へ
5 の取組を一層強化する必要がある。

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策一覧

項目	番号	取組の概要	担当府省庁
1 被害児童に対する保護活動	1	人身取引事犯撲滅のための広報・啓発活動の実施	内閣府 警察庁 外務省
	2	被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進	警察庁 法務省
	3	民間団体等が行う活動助成事業に関する情報へのアクセスの向上	こども家庭庁
	4	児童の性的搾取等対策に関するセミナーの開催	警察庁
	5	街頭補導の推進	警察庁
	6	「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の運用支援	総務省
	7	インターネット上の違法・有害情報対応相談業務への支援	総務省
	8	児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進	警察庁
	9	インターネット・ホットラインセンターの運用	警察庁
	10	SNSの活用を含めた児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備	内閣府 警察庁 こども家庭庁 法務省 文部科学省
	11	相談者の利便性に配慮した対応	警察庁 こども家庭庁
	12	子供の人権問題への適切な対応	法務省
	13	安心な社会を創るための匿名通報事業の周知	警察庁
	14	児童相談所・市町村における児童等への支援等	こども家庭庁
	15	性犯罪被害者が情報を入手する際の利便性の向上	警察庁
	16	人身取引事犯における被害者の保護の推進	警察庁
	17	少年サポートセンターにおける被害児童への継続的支援の実施	警察庁 文部科学省
	18	児童福祉施設等における支援	こども家庭庁
	19	日本司法支援センターによる支援	法務省
	20	捜査・公判における犯罪被害児童等の保護	法務省
2 被害児童保護を行う者の資質の向上	1	ワンストップ支援センターの体制整備をはじめとする被害者支援の充実	内閣府
	2	婦人保護事業における要保護女子等の保護・支援	厚生労働省
	3	潜在する性的搾取等の被害児童に接する可能性のある児童福祉関係職員の意識啓発	こども家庭庁
	4	被害児童の早期発見・支援活動の推進のための学校関係職員の対応能力の向上	文部科学省
	5	性的被害児童等に対するケアに関する研修の実施	こども家庭庁
	6	日本司法支援センターによる支援体制の充実	法務省
	7	児童の性的搾取等事犯に対する捜査能力の向上	警察庁
	8	被害児童の心情に配意した聴取技法の普及	警察庁
	9	被害児童の支援を担当する警察職員への研修内容の充実	警察庁
	10	学校における被害児童の早期発見・支援活動のためのスクールカウンセラー等の配置等の推進	文部科学省
	11	少年サポートセンターにおける被害児童に対する支援体制の整備	警察庁
	12	児童相談所の体制及び専門性の強化	こども家庭庁
	13	婦人保護事業における要保護女子等の支援体制の強化	厚生労働省

項目	番号	取組の概要	担当府省庁
3 被害児童保護に関する 関係機関の連携協力体制の 強化	1	国・地域における関係者間の連携の推進	内閣府 こども家庭庁
	2	人身取引事犯撲滅のための国際的な連携の推進のためのプラットフォームづくり	警察庁
	3	相談者の利便性に配慮した対応	警察庁 こども家庭庁
	4	児童相談所・市町村における児童等への支援等	こども家庭庁
	5	ワンストップ支援センターの体制整備をはじめとする被害者支援の充実	内閣府
	6	少年サポートセンターにおける被害児童への継続的支援の実施	警察庁 文部科学省
	7	児童の心理的負担等に配慮した事情聴取に向けた関係機関の連携強化	警察庁 こども家庭庁 法務省
4 被害児童保護に関する 調査研究の推進	1	SNSに起因する事犯等の被害防止に資する広報・啓発のための実態調査	警察庁
	2	心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等	こども家庭庁